

指定訪問介護事業所 管理者各位  
指定通所介護事業所 管理者各位  
指定地域密着型通所介護 管理者各位  
指定介護予防支援事業所 管理者各位  
指定居宅介護支援事業所 管理者各位

横浜市健康福祉局高齢在宅支援課長 吉原 祥子

## 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス価格の改定について（通知）

日頃から、横浜市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービス・活動事業のうち、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス及び介護予防ケアマネジメントのサービス価格については、「国が定める額」を勘案して、市町村が定めることとされており、本市では、「国が定める額」を基本として定めています。

また、緩和した基準によるサービス（横浜市訪問型生活援助サービス（サービス・活動A））のサービス価格は、市町村が独自に定めるものであり、本市では、訪問介護相当サービスの基本報酬の 90%としています。

今回、「国が定める額」が改定されたことを踏まえ、サービス価格の改定を行います。

### 1 改定後のサービス価格について

別添「横浜市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表」をご参照ください。

### 2 サービスコード表及び単位数表マスタのホームページ掲載について

横浜市ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてご利用いただくようお願いいたします。

※「横浜市総合事業 単位数表マスタ」については、6月上旬に掲載を予定しております。

#### 掲載場所

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）関連>サービスコード表・単位数表マスタ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/servicecode.html>

### 3 改定時期

令和 8 年 6 月提供分から

### 4 添付資料

横浜市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表

担当：健康福祉局高齢在宅支援課 総合事業担当  
電話 045-671-2405 FAX 045-550-3612

1 横浜市訪問介護相当サービス(独自) サービスコード表

横浜市訪問介護相当サービス指定事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	訪問型サービス費(独自)(11)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割					1,176単位
A2	1211	訪問型独自サービス12	訪問型サービス費(独自)(12)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割					2,349単位
A2	1331	訪問型独自サービス/213	訪問型サービス費(独自)(/213)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割					3,727単位
A2	2411	訪問型独自サービス21	訪問型サービス費(独自)(21)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) ※1月につき4回まで 287単位	287	1回につき	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者、要支援1・2 (20分未満) ※1月につき22回まで 163単位			163
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	訪問型サービス費(独自)(11)の場合 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		訪問型サービス費(独自)(12)の場合 事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213		訪問型サービス費(独自)(/213)の場合 事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		訪問型サービス費(独自)(21)の場合 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) ※1月につき4回まで	3単位減算	-3	1回につき
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)の場合 事業対象者、要支援1・2 (20分未満) ※1月につき22回まで	2単位減算	-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	訪問型サービス費(独自)(11)の場合 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		訪問型サービス費(独自)(12)の場合 事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			1単位減算	-1	1日につき

A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213	業務継続計画未策定減算	訪問型サービス費(独自)(／213)の場合 事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		訪問型サービス費(独自)(21)の場合 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) ※1月につき4回まで	3単位減算	-3	1回につき
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		訪問型サービス費(独自)(短時間サービス) 事業対象者、要支援1・2 (20分未満) ※1月につき22回まで	2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2				200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I / 2				100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II / 2				200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		50単位加算	50	1月につき
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算 / 2				50	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 245270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 224249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 482207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 445170/1000 加算		

※介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。  
 ※訪問型独自サービス同一建物減算を算定する場合であっても、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用います。  
 ※「／2」の加算のコードは、基本報酬A2 1331または2331「事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)」を選択した際に使用するものです。

## 2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(1) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、自己負担1割・給付率90%の利用者に使用します。

### 【自己負担1割・給付率90%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1111	生活援助サービスⅠ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		90%	1,058	1月につき
A3	1113	生活援助サービスⅠ・同一		1,058単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	90%	952	
A3	1116	生活援助サービスⅠ日割		事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		90%	35	1日につき
A3	1118	生活援助サービスⅠ日割・同一		35単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	90%	32	
A3	1121	生活援助サービスⅡ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		90%	2,114	1月につき
A3	1123	生活援助サービスⅡ・同一		2,114単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	90%	1,903	
A3	1126	生活援助サービスⅡ日割		事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		90%	69	1日につき
A3	1128	生活援助サービスⅡ日割・同一		69単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	90%	62	
A3	1131	生活援助サービスⅢ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		90%	3,354	1月につき
A3	1133	生活援助サービスⅢ・同一		3,354単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	90%	3,019	
A3	1136	生活援助サービスⅢ日割		事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		90%	111	1日につき
A3	1138	生活援助サービスⅢ日割・同一		111単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	90%	100	
A3	1141	生活援助サービスⅣ	生活援助 サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		90%	258	1回につき
A3	1143	生活援助サービスⅣ・同一		※1月につき4回まで 241単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	90%	232	
A3	1101	生活援助サービス初回加算	初回加算		200単位加算	90%	200	1月につき

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(2) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、自己負担2割・給付率80%の利用者に使用します。

【自己負担2割・給付率80%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1211	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 1,058単位	80%	1,058	1月につき	
A3	1213	生活援助サービスⅠ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	952		
A3	1216	生活援助サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 35単位	80%	35	1日につき	
A3	1218	生活援助サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	32		
A3	1221	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者、要支援1・2(週2回程度) 2,114単位	80%	2,114	1月につき	
A3	1223	生活援助サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	1,903		
A3	1226	生活援助サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2(週2回程度) 69単位	80%	69	1日につき	
A3	1228	生活援助サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	62		
A3	1231	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者、要支援2(週2回を超える程度) 3,354単位	80%	3,354	1月につき	
A3	1233	生活援助サービスⅢ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	3,019		
A3	1236	生活援助サービスⅢ日割	事業対象者、要支援2(週2回を超える程度) 111単位	80%	111	1日につき	
A3	1238	生活援助サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	100		
A3	1241	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者、要支援1・2(週1回程度) ※1月につき4回まで 241単位	80%	258	1回につき	
A3	1243	生活援助サービスⅣ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	232		
A3	1201	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	80%	200	1月につき

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(3) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、自己負担3割・給付率70%の利用者に使用します。

【自己負担3割・給付率70%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A3	1311	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,058単位	70%	1,058	1月につき
A3	1313	生活援助サービスⅠ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%	952	
A3	1316	生活援助サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 35単位	70%	35	1日につき
A3	1318	生活援助サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%	32	
A3	1321	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,114単位	70%	2,114	1月につき
A3	1323	生活援助サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%	1,903	
A3	1326	生活援助サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 69単位	70%	69	1日につき
A3	1328	生活援助サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%	62	
A3	1331	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,354単位	70%	3,354	1月につき
A3	1333	生活援助サービスⅢ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%	3,019	
A3	1336	生活援助サービスⅢ日割	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 111単位	70%	111	1日につき
A3	1338	生活援助サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%	100	
A3	1341	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) ※1月につき4回まで 241単位	70%	258	1回につき
A3	1343	生活援助サービスⅣ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%	232	
A3	1301	生活援助サービス初回加算	初回加算	70%	200	1月につき

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(4) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、給付率100%の介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた利用者に使用します。

**【災害減免等・給付率100%用】**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1611	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 1,058単位	100%	1,058	1月につき	
A3	1613	生活援助サービスⅠ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	952		
A3	1616	生活援助サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 35単位	100%	35	1日につき	
A3	1618	生活援助サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	32		
A3	1621	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者、要支援1・2(週2回程度) 2,114単位	100%	2,114	1月につき	
A3	1623	生活援助サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	1,903		
A3	1626	生活援助サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2(週2回程度) 69単位	100%	69	1日につき	
A3	1628	生活援助サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	62		
A3	1631	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者、要支援2(週2回を超える程度) 3,354単位	100%	3,354	1月につき	
A3	1633	生活援助サービスⅢ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	3,019		
A3	1636	生活援助サービスⅢ日割	事業対象者、要支援2(週2回を超える程度) 111単位	100%	111	1日につき	
A3	1638	生活援助サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	100		
A3	1641	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者、要支援1・2(週1回程度) ※1月につき4回まで 241単位	100%	258	1回につき	
A3	1643	生活援助サービスⅣ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	232		
A3	1601	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	100%	200	1月につき

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(5) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、給付率97%の介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた利用者に使用します。

【災害減免等・給付率97%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1711	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 1,058単位	97%	1,058	1月につき	
A3	1713	生活援助サービスⅠ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	952		
A3	1716	生活援助サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 35単位	97%	35	1日につき	
A3	1718	生活援助サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	32		
A3	1721	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者、要支援1・2(週2回程度) 2,114単位	97%	2,114	1月につき	
A3	1723	生活援助サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	1,903		
A3	1726	生活援助サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2(週2回程度) 69単位	97%	69	1日につき	
A3	1728	生活援助サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	62		
A3	1731	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者、要支援2(週2回を超える程度) 3,354単位	97%	3,354	1月につき	
A3	1733	生活援助サービスⅢ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	3,019		
A3	1736	生活援助サービスⅢ日割	事業対象者、要支援2(週2回を超える程度) 111単位	97%	111	1日につき	
A3	1738	生活援助サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	100		
A3	1741	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者、要支援1・2(週1回程度) ※1月につき4回まで 241単位	97%	258	1回につき	
A3	1743	生活援助サービスⅣ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	232		
A3	1701	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	97%	200	1月につき

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(6) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、給付率95%の介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた利用者に使用します。

【災害減免等・給付率95%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1811	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 1,058単位	95%	1,058	1月につき	
A3	1813	生活援助サービスⅠ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	952		
A3	1816	生活援助サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 35単位	95%	35	1日につき	
A3	1818	生活援助サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	32		
A3	1821	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者、要支援1・2(週2回程度) 2,114単位	95%	2,114	1月につき	
A3	1823	生活援助サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	1,903		
A3	1826	生活援助サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2(週2回程度) 69単位	95%	69	1日につき	
A3	1828	生活援助サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	62		
A3	1831	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者、要支援2(週2回を超える程度) 3,354単位	95%	3,354	1月につき	
A3	1833	生活援助サービスⅢ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	3,019		
A3	1836	生活援助サービスⅢ日割	事業対象者、要支援2(週2回を超える程度) 111単位	95%	111	1日につき	
A3	1838	生活援助サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	100		
A3	1841	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者、要支援1・2(週1回程度) ※1月につき4回まで 241単位	95%	258	1回につき	
A3	1843	生活援助サービスⅣ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	232		
A3	1801	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	95%	200	1月につき

3 横浜市通所介護相当サービス(独自) サービスコード表

横浜市通所介護相当サービスの事業者が使用します。

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A6	1111 通所型独自サービス11	通所型 サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,798単位	1,798	1月につき
A6	1112 通所型独自サービス11日割			59単位	59	1日につき
A6	1221 通所型独自サービス/212		要支援2(週1回程度)	1,798単位	1,798	1月につき
A6	1222 通所型独自サービス/212日割			59単位	59	1日につき
A6	1121 通所型独自サービス12		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,621単位	3,621	1月につき
A6	1122 通所型独自サービス12日割			119単位	119	1日につき
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者、要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1単位減算	-1	1日につき
A6	C223 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		要支援2(週1回程度)	18単位減算	-18	1月につき
A6	C224 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割			1単位減算	-1	1日につき
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者、要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1単位減算	-1	1日につき
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者、要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			1単位減算	-1	1日につき
A6	D223 通所型独自業務継続計画未策定減算/212		要支援2(週1回程度)	18単位減算	-18	1月につき
A6	D224 通所型独自業務継続計画未策定減算/212日割			1単位減算	-1	1日につき
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者、要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			1単位減算	-1	1日につき
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から 利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者、要支援1(週1回程度)	376単位減算	-376	1月につき
A6	6126 通所型独自サービス同一建物減算/22		要支援2(週1回程度)	376単位減算	-376	
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者、要支援2(週2回程度)	752単位減算	-752	
A6	5612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	減算限度376単位 事業対象者、要支援1(週1回程度) 減算限度752単位 事業対象者、要支援2(週1回程度)	47単位減算	-47	片道につき
A6	5622 通所型独自送迎減算/2		減算限度376単位 要支援2(週1回程度)			
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	生活上機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき
A6	5020 通所型独自生活上グループ活動加算/2				100	
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6129 通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2				240	
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6	6120 通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2				50	
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	200	
A6	5013 通所型独自サービス栄養改善加算/2				200	
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向 上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6	5014 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/2				150	
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6	5021 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/2				160	
A6	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算		480単位加算	480	
A6	6320 通所型独自一体的サービス提供加算/2				480	
A6	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ1	サービス提 供体制強化 加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	88単位加算	88
A6	6022 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/22			要支援2(週1回程度)	88単位加算	88
A6	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2			事業対象者、要支援2(週2回程度)	176単位加算	176
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	72単位加算	72
A6	6128 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22			要支援2(週1回程度)	72単位加算	72
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者、要支援2(週2回程度)	144単位加算	144

A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1	サービス提供体制強化加算	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	24単位加算	24	1月につき	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ/22		要支援2(週1回程度)		24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	事業対象者、要支援2(週2回程度)	48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ				100単位加算	100		
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位加算	200		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				200			
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2	口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ				20			
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/2			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ					5		
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/2	科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算				40			
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 92111/1000 加算		1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算			
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 99109/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算			
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 8099/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 6483/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算			
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算			
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算			
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算			
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算			
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算			
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2							

※サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。  
 ※通所型独自サービス同一建物減算を算定する場合であっても、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用います。  
 ※「/2」の加算のコードは、「要支援2(週1回程度)」に使用するものです。

定員超過の場合

A6	8001	通所型独自サービス11・定超	通所型サービス費(独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス/212・定超		要支援2(週1回程度)	1,798単位		1,259	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/212日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	通所型サービス費(独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス/212・人欠		要支援2(週1回程度)	1,798単位		1,259	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/212日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき

4 横浜市介護予防ケアマネジメント サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2	442単位	442	1月につき
AF	1010	介護予防ケアマネジメントA虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者、要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	438単位	438	
AF	1020	介護予防ケアマネジメントA業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算	事業対象者、要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	438単位	438	
AF	1030	介護予防ケアマネジメントA虐待防止未実施減算・業務継続未策定減算	高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算	事業対象者、要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	434単位	434	
AF	1002	初回加算(介護予防ケアマネジメントA)	初回加算	事業対象者、要支援1・2	300単位加算	300	
AF	1004	委託連携加算(介護予防ケアマネジメントA)	委託連携加算	事業対象者、要支援1・2	300単位加算	300	
AF	1021	介護予防ケアマネジメントC・初回	初回のみ介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	442単位	442	
AF	1011	介護予防ケアマネジメントC虐待防止虐待未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者、要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	438単位	438	
AF	1022	介護予防ケアマネジメントC業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算	事業対象者、要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	438単位	438	
AF	1031	介護予防ケアマネジメントC虐待防止未実施減算・業務継続未策定減算	高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算	事業対象者、要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	434単位	434	
AF	1023	介護予防ケアマネジメントC社会参加促進報酬	社会参加の継続を支援するための取組を評価	事業対象者、要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	300単位加算	300	
AF	1024	介護予防ケアマネジメントCアウトリーチ報酬	多様な活動につなげるためのアウトリーチなどの取組を評価(年6回まで)	事業対象者、要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	300単位加算	300	
AF	1025	介護予防ケアマネジメントCリハビリテーション専門職連携等報酬	地域リハビリテーション専門職の助言を受けて介護予防ケアマネジメントを実施(年1回まで)	事業対象者、要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	442単位加算	442	
AF	1040	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算1	ニ 介護職員等処遇改善加算		合成単位数×21/1000	9	
AF	1041	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算2	ニ 介護職員等処遇改善加算		合成単位数×21/1000	15	
AF	1042	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算3	ニ 介護職員等処遇改善加算		合成単位数×21/1000	16	
AF	1043	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算4	ニ 介護職員等処遇改善加算		合成単位数×21/1000	22	

※予防給付のサービスを利用する場合は、介護予防支援費になりますので、「介護予防支援サービスコード」を使用します。

※AF1023、1024、1025は重複算定不可です。

※介護予防ケアマネジメント処遇改善加算1～4の算定方法については別紙を参照ください。

4 横浜市介護予防ケアマネジメント サービスコード表 別紙

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	単位数 (合成単位数 ×21/1000)	サービス内容の組み合わせ(サービスコード・略称・単位数)					AF1002 初回加算 300単位加算	AF1004 委託連携加算 300単位加算	AF1021 ケアマネジメントC・初回 442単位
種類	項目				AF1001 ケアマネジメントA 442単位	AF1010 ケアマネジメントA・ 虐待減算(※1) 438単位	AF1020 ケアマネジメントA・ 業未減算(※2) 438単位	AF1030 ケアマネジメントA・ 虐待・業未減算 434単位	AF1001 初回加算 300単位加算			
AF	1040	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算1	二 介護職員等処遇改善加算	9	○							
AF	1041	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算2			15		○			○		
							○				○	
							○					
							○					
								○				
									○			
										○		
											○	
AF	1042	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算3		16	○				○			
					○					○		
AF	1043	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算4		22	○				○	○		
						○			○	○		
							○		○	○		
								○	○	○		
									○	○		

(※1)虐待防止未実施減算 (※2)業務継続計画未策定減算

<介護予防ケアマネジメント処遇改善加算1～4の算定方法>

【例1】ケアマネジメントAで、減算項目に該当がなく、加算項目にも該当がない場合  
→介護予防ケアマネジメント処遇改善加算1(9単位)

【例2】ケアマネジメントAで、減算項目に該当がなく、初回加算のみ該当する場合  
→介護予防ケアマネジメント処遇改善加算3(16単位)

【例3】ケアマネジメントAで、減算項目に該当がなく、初回加算・委託連携加算が該当する場合  
→介護予防ケアマネジメント処遇改善加算4(22単位)

【例4】ケアマネジメントAで、虐待防止未実施減算に該当し、初回加算のみ該当する場合  
→介護予防ケアマネジメント処遇改善加算2(15単位)

<委託料の計算方法>(小数点以下切捨て)

例:【例1】の場合

○報酬金額の算出  
(単位数×地域単価)  
介護予防ケアマネジメント費……………442単位×11.12円/単位=4,915円  
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算1……………9単位×11.12円/単位=100円  
4,915円+100円=5,015円…(報酬金額)

○委託先の指定居宅介護支援事業所へ支払われる金額  
①介護予防ケアマネジメント費(介護予防ケアマネジメント費×委託率)  
4,915円×88%(80%×消費税1.1)=4,325円  
②介護予防ケアマネジメント処遇改善加算1(介護予防ケアマネジメント処遇改善加算1×委託率)  
100円×88%=88円  
①+②=4,325円+88円=4,413円…(委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額)

○地域包括支援センターへ支払われる金額  
(報酬金額)-(委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額)  
5,015円-4,413円=602円…(地域包括支援センターへ支払われる金額)